

ホストタウンとは

2020年の大会開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として全国各地に広げる。

1. 以下の取組みを行う地方公共団体は、ホストタウンとして登録できる。

① 住民等と次に掲げる者との交流

- － 大会等に参加するために来日する選手等
- － 大会参加国・地域の関係者
- － 日本人オリンピック・パラリンピアン

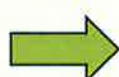
② ①に伴い行われる取組みであって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするもの

2. 内閣官房オリパラ事務局に、団体からの相談・申請等を受け付ける窓口を設置する。

3. 関係府省庁は、各種財政措置（特別交付税などの地方財政措置を含む）、人材の派遣、情報提供などを通じ、ホストタウンの取組みを支援する。



大会前後を通じた継続的な取組みにしていく



上記取組みを核として、更に地域のグローバル化、活性化、観光振興等へとつなげていく

ホストタウンの事業（イメージ）

2016～
(大会開催まで)

2020
(大会中)

2020～
(大会直後～)

オリパラを契機とした選手や関係者等の呼び込み

事前合宿の受入れ

姉妹都市交流等



オリンピック・パラリンピアンとの交流

選手による講演

土曜学習会で競技体験



相手国の関係者との交流

ウェルカムパーティーの実施



相手国の応援



外国を知り、日本を伝える

相手国の言語・文化の学習

日本の伝統文化の学習



相手国選手との交流

競技終了後に選手が地域を往訪

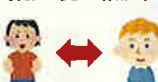


国際競技大会の事前合宿の受入れ



相手国の関係者との交流

両国生徒の相互往来



人材育成、ソフト・ハードの充実を大会のレガシー（遺産）に

大会後も継続して交流

ホストタウンへの地方財政措置の概要

・特別交付税措置

- 交流事業等に係る経費
- 対象経費の一般財源合計額の2分の1
- 既存の特別交付税措置の対象となる経費も
 - ・民間施設、交通施設のバリアフリー化

・地域活性化事業債

- いわゆるIF基準（国際競技連盟が定める基準）を満たすために必要な既存の競技施設等の改修経費
- 起債充当率 90%
- 元利償還金に対する普通交付税措置 30%

※いずれも平成28年度予算において措置する

これまでの取組及び今後のスケジュール

平成26年

- 6月24日 「経済財政運営と改革の基本方針2014」の閣議決定
- 7月18日 関係府省庁連絡会議（第1回）

平成27年

- 6月24日 「経済財政運営と改革の基本方針2015」の閣議決定
- 7月28日 遠藤オリパラ大臣より構想の概要を公表
- 7月29日 全国知事会議（於：岡山市）で、遠藤大臣より構想への参加を呼びかけ
- 8月5日 全国の都道府県・政令指定都市向けの説明会を実施
- 9月30日 関係府省庁連絡会議（第2回）
事業要綱・公募要項等を全国へ発出
- 11月2日 ホストタウンの第一次登録申請の受付開始（12月11日締切り）
- 11月27日 オリパラ特措法に基づく「基本方針」の閣議決定

平成28年

- 1月26日 関係府省庁連絡会議（第3回）
第一次登録団体の公表（44件 / うち県内2件、佐久市・駒ヶ根市）
- 5月19日 第二次登録申請の受付締切
- (以下予定)
- 6月上旬 第二次登録団体を決定・公表
- 10月末 第三次登録申請の受付締切（11月頃、登録団体を決定・公表）